

旧川西幼稚園管理規約（案）

本規約は、旧川西幼稚園（以下「本建物」という。）の適切な維持管理と、利用者全員が快適かつ安全に共同利用を送ることを目的として定めるものとする。

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 川西市占用場所（第4条－第7条）
- 第3章 共用部の利用（第8条－第12条）
- 第4章 専有部の管理（第13条・第14条）
- 第5章 費用の負担（第15条－第18条）
- 第6章 その他（第19条－第21条）

第1章 総則

（名称）

第1条 本建物の名称は、旧川西幼稚園とする。

（所在地）

第2条 本建物の所在地は、兵庫県川西市小花1丁目16番13号とする。

（適用範囲）

第3条 本規約は、本建物を利用するすべての者（コミュニティセンター川西会館の利用者、賃借人その他本建物を使用する者を含む。以下「利用者」という。）に適用するものとする。

第2章 川西市占用場所

（川西市占用場所）

第4条 川西市が占用する場所は建物図①及び②に示す行政利用部分（以下「行政利用部分」という。）とし、コミュニティセンター川西会館が専用する場所は建物図①及び②に示すコミュニティセンター部分（以下「コミュニティセンター部分」という。）とする。

2 利用者は、行政利用部分への立入りをしてはならない。ただし、事前に川西市の許可を得た場合はこの限りでない。

（コミュニティセンター川西会館の管理）

第5条 コミュニティセンター部分は、指定管理者が管理するものとする。

2 利用者は、コミュニティセンター部分のうち受付ホール、1階男子トイレ、1階女子トイレ及びバリアフリートイレ以外の場所への立入りをしてはならない。ただし、事前に指定管理者の許可を得た場合はこの限りでない。

3 前項本文の規定にかかわらず、利用者は、本規約に立ち入ることができる旨が規定されている場合、その場所に立ち入ることができるものとする。

（湯沸室）

第6条 利用者は、建物図①に示す湯沸室（以下「湯沸室」という。）を利用することができる。

- 2 利用者は、湯沸室を利用した後は、速やかに清掃し、使用した備品を元の場所に戻さなければならないものとする。
- 3 利用者は、湯沸室に生ごみ、食べ残し等を放置せず、所定のごみ箱に捨てなければならないものとする。
- 4 利用者は、湯沸室に物品を放置してはならないものとする。
- 5 指定管理者は、湯沸室に一定期間放置された物品を発見した場合、撤去することができる。

（園庭）

第7条 利用者は、建物図②Ⅰに示す園庭（以下「園庭」という。）を相互に譲り合って利用することができる。

- 2 園庭の利用は、午前9時から午後5時までとし、次に掲げる行為を禁止する。
 - (1) ペットの同伴
 - (2) 火気の使用、バーベキューその他の火災の危険がある行為
 - (3) 設備、植物及び備品を破損する又は破損するおそれのある行為

第3章 共用部の利用

（共用部の範囲）

第8条 本規約において「共用部」とは、次の場所をいう。

- (1) 建物図①に示す共用廊下（以下「廊下」という。）
- (2) 建物図②に示すごみ捨て場
- (3) 建物図①に示す2階男子トイレ及び女子トイレ
- (4) 建物図②に示す共用駐車場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、川西市が別に指定する場所

（共用部の利用原則）

第9条 利用者は、共用部について相互の利用を妨げないよう、常に清潔かつ安全に保つよう努めるものとする。

- 2 共用部の利用に当たっては、他の利用者の迷惑となる行為（騒音、汚損、私物の放置等）は禁止する。
- 3 共用部の利用時間は、特別な定めがある場合を除くほか、常識的な範囲とする。

（廊下）

第10条 廊下は、避難経路であるため、その通路を塞ぐ行為をしてはならない。

- 2 利用者は、廊下での立ち話、大声での会話その他の利用者の迷惑となる行為は慎むよう努めるものとする。

（ごみ捨て場）

第11条 賃借人がごみを排出するときは、事業系一般廃棄物の収集契約に基づき、指定管理者が指定する分別方法及び収集日時に従って、所定の場所に排出しなければならないものとする。

2 賃借人が粗大ごみを排出するときは、事前に指定管理者又は川西市に連絡し、所定の手続きに従って排出しなければならないものとする。

3 賃借人は、建物図②に示すごみ捨て場周辺を汚さないよう、適切に利用しなければならないものとする。

(共用駐車場)

第12条 利用者は、建物図②に示す共用駐車場を相互に譲り合って使用することができる。

第4章 専有部の管理

(専有部の利用制限)

第13条 賃借人は、重量物の設置や床に衝撃を与える運動などは、下の階の利用者への影響を考慮して行うものとする。

2 賃借人は、専有部に関する権利を第三者に譲渡、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により市の承認を受けた場合はこの限りでない。

(専有部の改修等)

第14条 賃借人は、専有部内であっても、建物の躯体等に影響を及ぼす工事を行う場合は、事前に市の書面による承認を得なければならない。

第5章 費用の負担

(共用部の維持管理費用)

第15条 川西市は、共用部の維持管理に要する費用を共益費から充当するものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者が故意又は過失により共用部又は本建物の設備、備品等を損傷した場合、当該利用者は、その修繕費その他一切の損害を賠償しなければならない。

(保険加入の義務)

第17条 賃借人は、専有部分の利用に起因してその他の利用者や本建物に損害を与えた場合の賠償に備えるため、火災保険に加入しなければならない。

第18条 本規約の条項と市と賃借人との間で締結された賃貸借契約の内容に矛盾または抵触がある場合は、賃貸借契約書の定めを優先するものとする。

第6章 その他

(規約の改正)

第19条 本規約は、川西市が必要と判断した場合、利用者への事前の通知をもって

改正することができるものとする。

(違反行為)

第20条 本規約に違反する行為があった場合、川西市は当該利用者に対し、是正を求めることができる。

2 前項の是正を求めたにもかかわらず違反行為が改善されない場合、川西市は、本建物の適正な運営を確保するため必要な措置を講じることができる。

(協議事項)

第21条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた事項は、川西市と利用者間で誠実に協議し、解決を図るものとする。

付 則

本規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。